

陳情第 36 号

都議会議員の費用弁償廃止等の決議を求める陳情

1 受理年月日 平成28年11月18日

2 陳情者 立川市柴崎町5-8-10
青木 誠

3 陳情の要旨

都議会議員の費用弁償廃止、政務活動費での飲食を伴う総会等への支出をやめ、領収書の公開などいっそうの情報公開を行うように立川市議会として決議をあげていただきたい。

4 陳情の理由

都議会議員には、本会議などに出席する場合に、23区は1日1万円、多摩地区は1万2千円の費用弁償が支払われています。都議会議員の費用弁償は全国でも一番高額です。

立川市議会をはじめ三多摩の市議会では、費用弁償の規定がないと聞いています。多くの政令指定都市などが費用弁償を廃止しています。

市民感覚からすれば、議員本来の仕事をするのに報酬のほかに、何故、このような高額な費用弁償が払われるのか納得できません。報酬の二重取りではないかと思えます。市民感覚とずれているという声が、聞かれるというのは当然だと思えます。

都議会議員に支給されている費用弁償は、ただちに廃止していただきたいと思えます。

また、都議会議員に支給されている政務活動費については、各種団体の新年会や総会など飲食を伴う集まりでも支出が出来るとなっています。これも、税金での飲食はおかしいと思えます。費用弁償と同じように市民感覚とはかけ離れています。

政務活動費での飲食をなくすとともに、政務活動費について、領収書のインターネットでの公開など徹底した情報公開で、市民に分かりやすい、議会の改革をすすめていただきたいと思えます。

以上の問題について、立川市議会として決議をあげていただきたい。